

名古屋港管理組合公報

平成29年12月1日

(金曜日)

第607号

目次

| | |
|---|----|
| ○名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例 | 1 |
| ○専任副管理者の給与の特例に関する条例 | 2 |
| ○名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例及び名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接区域内における行為の許可に関する条例の一部を改正する条例 | 2 |
| 規 則 | |
| ○名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 告 示 | |
| ○平成29年度名古屋港管理組合補正予算の要領 | 6 |
| ○財政状況の公表 | 8 |
| ○施設運営事業会計及び埋立事業会計の業務の状況の公表 | 10 |
| ○平成28年度名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率の公表 | 17 |
| ○平成30年度及び平成31年度の物品の製造等の競争入札に参加する者の資格審査申請 | 17 |
| ○平成30年度及び平成31年度の建設工事等の競争入札に参加する者の資格審査申請 | 18 |
| ○指定管理者の指定 | 20 |
| 公 告 | |
| ○名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）ネーミングライツパートナーの募集 | 21 |
| 議 会 事 項 | |
| ○11月定例名古屋港管理組合議会の結果 | 21 |
| 監 査 委 員 事 項 | |
| ○名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程 | 23 |

条 例

名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十九年十二月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第三号

名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成十八年名古屋港管理組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

二 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。

四 要配慮個人情報 本人の人種、信条（思想及び信教を含む。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第四条第四項中「思想、信条及び信教」を「要配慮個人情報のうち、信条（思想及び信教を含む。）」に、「並びに」を「及び」に改める。

第十二条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 要配慮個人情報の有無

第十五条第二号中「又は」を「若しくは個人識別符号が含まれるもの又は」に改める。

第十六条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第二十四条第二項中「電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。」を削る。

第四十二条中「（平成十五年法律第五十八号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に行われている改正後の名古屋港管理組合個人情報保護条例第十二条第一項に規定する個人情報取扱事務について同条第二項第六号に掲げる事項を同条第一項に規定する登録簿に登録する場合における同条の規定の適用については、同条第二項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について次に」とあるのは、「について、平成三十年四月一日までに、第六号に」とする。
(名古屋港管理組合情報公開条例の一部改正)
- 3 名古屋港管理組合情報公開条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。
第七条第二号中「記述等」の下に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)」を加える。

専任副管理者の給与の特例に関する条例を公布する。

平成二十九年十二月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第四号

専任副管理者の給与の特例に関する条例

(給料月額の特例)

第一条 専任副管理者(特別職の職員の給与等に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号。以下「特別職条例」という。))第二条第一項に規定する専任副管理者をいう。(以下同じ。))の給料月額は、平成二十九年十二月一日から平成三十三年四月二十七日までの間(以下「特例期間」という。))において、特別職条例第二条第二項の規定にかかわらず、特別職条例別表第一に掲げる額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職条例第二条第二項及び第三項並びに第四条の二に規定する手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

(期末手当の額の特例)

第二条 専任副管理者の特例期間における期末手当の額は、特別職条例第二条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により支給することとなる額から、当該額に百分の十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 専任副管理者の平成二十九年十二月の期末手当の額は、第二条の規定にかかわらず、同条の規定により支給することとなる額から、特別職条例の規定により支給された同年六月十九日から施行日の前日までの間における給料月額にそれぞれ百分の十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合計額に相当する額を減じた額とする。

名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例及び名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第五号

名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例及び名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部改正)

第一条 名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(昭和四十年名古屋港管理組合条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「貨物運送取扱事業」を「貨物利用運送事業、運送取次事業」に改める。

別表第五第一号中「第七号」の下に「第八号の三」を加える。

(名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例の一部改正)

第二条 名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「用水きよ又は排水きよ」を「用水渠^{ミヅ}又は排水渠」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)第四十一条の二第二項の港湾協力団体(以下「港湾協力団体」という。)が同法第四十一条の三各号に掲げる業務として行う港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第九条の四に規定する行為についての第一項の規定の適用については、港湾協力団体と管理者との協議が成立することをもって、同項の許可があつたものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十九年十二月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第九号

名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則(平成十八年名古屋港管理組合規則第十四号)の一部を次のように改正する。
第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第一条の二 条例第二条第四号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- 一 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる身体上の障害
 - ロ 知的障害者福祉法(昭和二十五年法律第三十七号)にいう知的障害
 - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。)
 - 二 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
 - 三 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
 - 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の變化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - 五 本人を少年法(昭和三十二年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- 第四条第二項中「第十二条第二項第六号」を「第十二条第二項第七号」に改める。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

| | | | | | | | |
|---|---|---|----------|--|---|---|----------|
| 事務の名称 事務の目的 | <input type="checkbox"/> 全庁共通事務 <input type="checkbox"/> 固有事務 | | 登録簿の作成課等 | | 個人情報の収集先 <input type="checkbox"/> 本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外から収集 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の管理組合の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 () (備考) | 個人情報の提供先 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の管理組合の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 () (備考) | 個人情報保有課等 |
| | 保有個人情報の範囲 対象者の範囲 | <input type="checkbox"/> 全庁共通事務 <input type="checkbox"/> 固有事務 | | 個人情報の処理形態 電子計算機処理の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ----- 電子計算機処理をする場合のオンライン結合の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | |
| 保有個人情報の項目 | | 要配慮個人情報以外のもの | | | | | |
| 要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 信条 (思想・信教を含む。) <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として定めるもの <input type="checkbox"/> その他のもの <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 | | 要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> その他識別符号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 身体的特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 結婚歴・離婚歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 | | 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 動機・意見・相談 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| 要配慮個人情報の有無 | | 特定個人情報の有無 | | 外部委託の有無 | | | |
| <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | |

(注) ■は当該事項に該当すること、□は当該事項に該当しないことを表しています。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

附 則**(施行期日)**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十九年名古屋港管理組合条例第三号）附則第二項の規定により同条例による改正後の名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成十八年名古屋港管理組合条例第四号）第十二条第二項第六号に掲げる事項を登録するまでの間における当該個人情報取扱事務に係る個人情報取扱事務登録簿の様式については、この規則による改正後の名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

名古屋港管理組合告示第27号

平成29年11月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成29年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成29年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成29年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成29年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ593,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,323,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|----------|-----------------|--------------|-----------------|
| 2 | 使用料及び手数料 | 千円 4,535,477 | 千円 26,131 | 千円 4,561,608 |
| | 1 使用料 | 4,535,467 | 26,131 | 4,561,598 |
| 4 | 財産収入 | 5,184,116 | 5,200 | 5,189,316 |
| | 2 財産売払収入 | 263,739 | 5,200 | 268,939 |
| 7 | 繰越金 | 400,000 | 473,091 | 873,091 |
| | 1 繰越金 | 400,000 | 473,091 | 873,091 |
| 8 | 諸収入 | 2,554,869 | 88,578 | 2,643,447 |
| | 6 雑入 | 208,829 | 88,578 | 297,407 |
| | 歳入合計 | 26,730,000 | 593,000 | 27,323,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|-------|-----------------|---------------|-----------------|
| 4 | 港営費 | 千円 2,808,295 | 千円 101,778 | 千円 2,910,073 |
| | 2 運営費 | 1,492,599 | 101,778 | 1,594,377 |
| 5 | 建設費 | 11,078,591 | 216,300 | 11,294,891 |
| | 2 整備費 | 9,393,876 | 216,300 | 9,610,176 |
| 6 | 公債費 | 8,484,000 | 274,922 | 8,758,922 |
| | 1 公債費 | 8,484,000 | 274,922 | 8,758,922 |
| | 歳出合計 | 26,730,000 | 593,000 | 27,323,000 |

第2表 繰越明許費補正

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|-------|--------------------|---------------|
| 5 建設費 | 2 整備費 | 中川口通船門整備費 | 千円 417,623 |
| | | 金城ふ頭物揚場補修費 | 24,300 |
| | | 海域環境創造・自然再生等交付金事業費 | 19,000 |

第3表 債務負担行為補正

| 事項 | 補正前 | | 補正後 | |
|------------------------------------|-----|---------|---------------|--|
| | 期間 | 限度額 | 期間 | 限度額 |
| 大江ふ頭岸壁整備費 | — | 千円 — | 平成30年度 | 千円 6,000 |
| 中川口通船門整備費 | — | — | 平成30年度 | 168,000 |
| 名古屋四日市国際港湾株式会社の 事業資金借入金に対する損失補償 | — | — | 平成29年度～平成50年度 | 金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、109,200千円及び利息相当額を限度として補償する。 |

平成29年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算

平成29年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ769,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(△印は、減額を示す。)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|--------|---------------|--------------|---------------|
| 1 水族館振興基金収入 | | 千円 572,600 | 千円 93,718 | 千円 666,318 |
| | 1 財産収入 | 208 | △60 | 148 |
| | 5 繰入金 | 25,000 | 93,778 | 118,778 |
| 3 環境振興基金収入 | | 43,400 | 1,182 | 44,582 |
| | 2 寄附金 | 20 | 1,000 | 1,020 |
| | 3 繰越金 | 20 | 182 | 202 |
| 歳入合計 | | 674,600 | 94,900 | 769,500 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-------|---------------|--------------|---------------|
| 1 水族館振興基金 | | 千円 572,600 | 千円 93,718 | 千円 666,318 |
| | 1 積立金 | 25,228 | 93,718 | 118,946 |
| 3 環境振興基金 | | 43,400 | 1,182 | 44,582 |
| | 1 積立金 | 97 | 1,182 | 1,279 |
| 歳出合計 | | 674,600 | 94,900 | 769,500 |

名古屋港管理組合告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び名古屋港管理組合財政状況の公表に関する条例（平成13年名古屋港管理組合条例第5号）の規定に基づき、平成29年4月1日から平成29年9月30日までの期間における名古屋港管理組合の財政状況を次のとおり公表する。

平成29年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合の財政の状況

1 平成29年度予算の執行状況（平成29年9月30日現在）

(1) 一般会計

歳 入

| 歳入区分 | 予算現額 | 収入済額 | 備考 |
|----------|----------------------------|----------------------------|----|
| 分担金及び負担金 | 8,880,847,000 ^円 | 2,410,026,800 ^円 | |
| 使用料及び手数料 | 4,535,477,000 | 2,366,234,734 | |
| 国庫支出金 | 1,031,497,135 | 140,260,000 | |
| 財産収入 | 5,184,116,000 | 2,719,944,573 | |
| 寄附金 | 10,000 | 0 | |
| 繰入金 | 595,681,000 | 504,685,714 | |
| 繰越金 | 691,883,538 | 1,164,974,969 | |
| 諸収入 | 2,554,869,000 | 885,150,569 | |
| 組合債 | 4,018,800,000 | 0 | |
| 歳入合計 | 27,493,180,673 | 10,191,277,359 | |

歳 出

| 歳出区分 | 予算現額 | 支出済額 | 備考 |
|-------|--------------------------|-------------------------|----|
| 議会費 | 157,095,000 ^円 | 73,701,376 ^円 | |
| 総務費 | 3,106,763,000 | 863,538,644 | |
| 企画調整費 | 1,065,256,000 | 409,737,237 | |
| 港営費 | 2,808,295,000 | 1,603,105,747 | |
| 建設費 | 11,841,771,673 | 2,373,991,767 | |
| 公債費 | 8,484,000,000 | 4,155,380,044 | |
| 予備費 | 30,000,000 | 0 | |
| 歳出合計 | 27,493,180,673 | 9,479,454,815 | |

(2) 特別会計

歳入

| 歳入区分 | 予算現額 | 収入済額 | 備考 |
|------------|--------------------------|--------------------------|----|
| 水族館振興基金収入 | 572,600,000 ^円 | 529,707,841 ^円 | |
| 海事文化振興基金収入 | 58,600,000 | 34,938,482 | |
| 環境振興基金収入 | 43,400,000 | 1,185,854 | |
| 歳入合計 | 674,600,000 | 565,832,177 | |

歳出

| 歳出区分 | 予算現額 | 支出済額 | 備考 |
|----------|--------------------------|--------------------------|----|
| 水族館振興基金 | 572,600,000 ^円 | 529,707,841 ^円 | |
| 海事文化振興基金 | 58,600,000 | 34,938,482 | |
| 環境振興基金 | 43,400,000 | 4,000 | |
| 歳出合計 | 674,600,000 | 564,650,323 | |

2 財産の状況 (平成29年9月30日現在)

| 区分 | 現在高 |
|------------|-----------------|
| 公有財産 | |
| 土地 | 7,146,853.20㎡ |
| 建物 | 146,061.60㎡ |
| 山林 | — |
| 動産 | 船舶2隻等 |
| 物権 | 154.86㎡ |
| 無体財産権 | 3件 |
| 有価証券 | 8,200,200,000円 |
| 出資による権利 | 153,000,000円 |
| 不動産の信託の受益権 | — |
| 物品 | 434件 |
| 債権 | 12,317,886,309円 |
| 基金 | 1,412,831,294円 |

3 組合債の現在高（平成29年9月30日現在）

| 区 分 | 現 在 高 |
|---------------|-----------------------------|
| 公 共 事 業 等 債 | 55,468,515,311 ^円 |
| 緊急防災・減災事業債 | 903,963,741 |
| 全 国 防 災 事 業 債 | 2,736,000,000 |
| 単 独 事 業 債 | 1,675,181,975 |
| 転 貸 債 | 6,023,574,470 |
| 計 | 66,807,235,497 |

4 一時借入金の現在高（平成29年9月30日現在）

| 区 分 | 借 入 限 度 額 | 現 在 高 |
|---------|-------------------------|----------------|
| 一 般 会 計 | 4,000,000 ^{千円} | 0 ^円 |

名古屋港管理組合告示第29号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2及び名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋港管理組合条例第12号）第7条の規定に基づき、施設運営事業及び埋立事業の平成29年4月1日から平成29年9月30日までの期間における業務の状況を次のとおり公表する。

平成29年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合施設運営事業会計の業務の状況

1 事業の概況

(1) 経營業務

この期間中における各事業の収益額及び提供施設量は、次のとおりである。

| 区 分 | 収 益 額 | 提 供 施 設 量 |
|-----------------|--------------------------|--|
| 上 屋 運 営 事 業 | 401,608,585 ^円 | 一般使用 22棟 (86,111㎡) 専用使用 18棟 (39,186㎡) |
| 貯 木 場 運 営 事 業 | 226,886,423 | 一般使用 1か所 (346,250㎡) 専用使用 7か所 (995,430㎡) |
| 荷 役 機 械 運 営 事 業 | 239,759,999 | 8基 |
| 埠 頭 用 地 運 営 事 業 | 1,542,151,972 | 2,387,323㎡ |

(注) 提供施設量は、平成29年9月30日現在の数量である。

(2) 建設改良事業

主なものは、次のとおりである。

ア 上屋整備事業

金城ふ頭8号上屋及び9号上屋の耐震補強工事及び外壁改修工事に着手した。

イ 貯木場整備事業

木場金岡ふ頭貯木場こう門附属詰所の耐震改修工事を施工予定である。

ウ 埠頭用地整備事業

稲永ふ頭道路の改修工事を施工中である。

2 経理の状況

平成29年9月30日現在の合計残高試算表は、次のとおりである。

施設運営事業会計合計残高試算表

平成29年9月30日現在

| 借 方 | | | 勘 定 科 目 | 貸 方 | | |
|----------------|----------------|----------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|
| 残 高 | 合 計 | 当 期 | | 当 期 | 合 計 | 残 高 |
| 円 | 円 | 円 | | 円 | 円 | 円 |
| 34,114,617,316 | 56,415,172,057 | 25,802,991,972 | 固 定 資 産 | | 22,300,554,741 | |
| 34,064,194,288 | 56,364,749,029 | 25,802,991,972 | 有 形 固 定 資 産 | | 22,300,554,741 | |
| 50,423,028 | 50,423,028 | | 無 形 固 定 資 産 | | | |
| 5,525,042,929 | 8,943,637,121 | 4,412,807,032 | 流 動 資 産 | 3,418,594,192 | 3,418,594,192 | |
| 4,831,977,386 | 6,314,679,146 | 1,929,839,197 | 現 金 ・ 預 金 | 1,482,701,760 | 1,482,701,760 | |
| 681,980,443 | 2,617,861,515 | 2,472,771,375 | 未 収 金 | 1,935,881,072 | 1,935,881,072 | |
| | 11,360 | 11,360 | 前 払 金 | 11,360 | 11,360 | |
| 11,085,100 | 11,085,100 | 10,185,100 | そ の 他 流 動 資 産 | | | |
| | 47,378,461 | 47,378,461 | 固 定 負 債 | 2,243,285,517 | 2,648,550,992 | 2,601,172,531 |
| | 47,378,461 | 47,378,461 | 企 業 債 | 2,090,718,034 | 2,090,718,034 | 2,043,339,573 |
| | | | 引 当 金 | 151,909,483 | 557,174,958 | 557,174,958 |
| | | | そ の 他 固 定 負 債 | 658,000 | 658,000 | 658,000 |
| | 2,357,860,373 | 2,357,860,373 | 流 動 負 債 | 2,882,583,401 | 3,393,365,576 | 1,035,505,203 |
| | 816,850,242 | 816,850,242 | 企 業 債 | 1,237,220,290 | 1,237,220,290 | 420,370,048 |
| | 1,482,701,760 | 1,482,701,760 | 未 払 金 | 1,615,795,830 | 2,081,760,665 | 599,058,905 |
| | 40,928,299 | 40,928,299 | 引 当 金 | 11,673,537 | 40,928,299 | |
| | 17,380,072 | 17,380,072 | そ の 他 流 動 負 債 | 17,893,744 | 33,456,322 | 16,076,250 |
| | 3,291,690,637 | | 繰 延 収 益 | 202,602,617 | 5,473,376,199 | 2,181,685,562 |
| | | | 長 期 前 受 金 | 202,602,617 | 5,473,376,199 | 5,473,376,199 |
| 3,291,690,637 | 3,291,690,637 | | 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額 | | | |
| | | | 資 本 金 | 22,240,421,692 | 30,413,532,607 | 30,413,532,607 |
| | | | 資 本 金 | 22,240,421,692 | 30,413,532,607 | 30,413,532,607 |
| | | | 剰 余 金 | | 1,774,213,923 | 1,774,213,923 |
| | | | 資 本 剰 余 金 | | 330,157,327 | 330,157,327 |
| | | | 利 益 剰 余 金 | | 1,444,056,596 | 1,444,056,596 |
| | 6,178,733 | 6,178,733 | 施 設 運 営 事 業 収 益 | 2,454,049,416 | 2,454,049,416 | 2,447,870,683 |
| | 6,178,733 | 6,178,733 | 営 業 収 益 | 2,453,371,816 | 2,453,371,816 | 2,447,193,083 |
| | | | 営 業 外 収 益 | 677,600 | 677,600 | 677,600 |
| 814,320,264 | 850,391,840 | 850,391,840 | 施 設 運 営 事 業 費 用 | 36,071,576 | 36,071,576 | |
| 599,840,060 | 635,911,636 | 635,911,636 | 営 業 費 用 | 36,071,576 | 36,071,576 | |
| 50,897,184 | 50,897,184 | 50,897,184 | 営 業 外 費 用 | | | |
| 163,583,020 | 163,583,020 | 163,583,020 | 特 別 損 失 | | | |
| 40,453,980,509 | 71,912,309,222 | 33,477,608,411 | 合 計 | 33,477,608,411 | 71,912,309,222 | 40,453,980,509 |

3 平成28年度施設運営事業会計の決算の状況

(1) 総括事項

平成28年度における本事業の経営状況は、約700万円の利益を計上した。

提供施設量は、上屋40棟（一般使用22棟・有効面積86,111㎡、専用使用18棟・同39,186㎡）、貯木場8か所（水面貯木場6か所・有効面積1,158,499㎡、陸上貯木場1か所・同111,183㎡、製材品置場1か所6棟・同71,998㎡）、荷役機械8基である。

また、建設改良事業は総額361,063,390円で、主な整備状況としては、金城ふ頭A号上屋の外壁及び屋根の改修工事がしゅん工した。

(2) 収益的収入及び支出

ア 収入

| 区 分 | 予 算 額 | 執 行 済 額 | 予算額に比べ執行済額の増(△)減 | 備 考 |
|--------------|---------------|---------------|------------------|---------------------------------|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 施設運営事業収益 | 1,845,000,000 | 1,828,204,425 | △ 16,795,575 | うち、仮受消費税及び地方消費税 116,860,901円 |
| 第1項 営業収益 | 1,715,734,000 | 1,697,872,968 | △ 17,861,032 | 116,803,617円 |
| 第2項 営業外収益 | 118,324,000 | 119,399,354 | 1,075,354 | 57,284円 |
| 第3項 特別利益 | 10,942,000 | 10,932,103 | △ 9,897 | |

イ 支出

| 区 分 | 予 算 額 | 執 行 済 額 | 不 用 額 | 備 考 |
|--------------|---------------|---------------|------------|--------------------------------|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 施設運営事業費用 | 1,870,000,000 | 1,793,217,530 | 76,782,470 | うち、仮払消費税及び地方消費税 48,547,697円 |
| 第1項 営業費用 | 1,717,095,000 | 1,654,590,174 | 62,504,826 | 48,546,974円 |
| 第2項 営業外費用 | 45,020,000 | 40,752,812 | 4,267,188 | 723円 |
| 第3項 特別損失 | 97,885,000 | 97,874,544 | 10,456 | |
| 第4項 予備費 | 10,000,000 | 0 | 10,000,000 | |

ウ 損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

| 借 方 | | 貸 方 | |
|----------|---------------|----------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 円 | | 円 |
| 施設運営事業費用 | 1,703,929,333 | 施設運営事業収益 | 1,711,343,524 |
| 営業費用 | 1,606,043,200 | 営業収益 | 1,581,069,351 |
| 営業外費用 | 11,589 | 営業外収益 | 119,342,070 |
| 特別損失 | 97,874,544 | 特別利益 | 10,932,103 |
| 当年度純利益 | 7,414,191 | | |
| 計 | 1,711,343,524 | 計 | 1,711,343,524 |

(3) 資本的収入及び支出

ア 収入

| 区 分 | 予 算 額 | 執 行 済 額 | 予算額に比べ執行済額の増(△)減 | 備 考 |
|--------------|--------|---------|------------------|-----|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 資本的収入 | 30,000 | 0 | △ 30,000 | |
| 第1項 固定資産売却代金 | 10,000 | 0 | △ 10,000 | |
| 第2項 寄附金 | 10,000 | 0 | △ 10,000 | |
| 第3項 その他資本的収入 | 10,000 | 0 | △ 10,000 | |

イ 支出

| 区 分 | 予 算 額 | 執 行 済 額 | 不 用 額 | 備 考 |
|-------------|-------------|-------------|------------|--------------------------------|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 資本的支出 | 393,000,000 | 361,063,390 | 31,936,610 | うち、仮払消費税及び地方消費税 27,572,547円 |
| 第1項 建設改良費 | 392,400,000 | 361,063,390 | 31,336,610 | 27,572,547円 |
| 第2項 固定資産購入費 | 600,000 | 0 | 600,000 | |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額361,063,390円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額827,111円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,745,436円及び過年度分損益勘定留保資金333,490,843円で補てんした。

ウ 貸借対照表

(平成29年3月31日)

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|----------------|---------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 円 | | 円 |
| 固定資産 | 8,311,625,344 | 固定負債 | 405,265,475 |
| 有形固定資産 | 8,261,202,316 | 引当金 | 405,265,475 |
| 無形固定資産 | 50,423,028 | 流動負債 | 510,782,175 |
| 流動資産 | 4,530,830,089 | 未払金 | 465,964,835 |
| 現金・預金 | 4,384,839,949 | 引当金 | 29,254,762 |
| 未収金 | 145,090,140 | その他流動負債 | 15,562,578 |
| その他流動資産 | 900,000 | 繰延収益 | 1,979,082,945 |
| | | 長期前受金 | 1,979,082,945 |
| | | 資本金 | 8,173,110,915 |
| | | 資本金 | 8,173,110,915 |
| | | 剰余金 | 1,774,213,923 |
| | | 資本剰余金 | 330,157,327 |
| | | 利益剰余金 | 1,444,056,596 |
| 資産合計 | 12,842,455,433 | 負債資本合計 | 12,842,455,433 |

名古屋港管理組合埋立事業会計の業務の状況

1 事業の概況

土地造成事業

本年度の主な業務は、埋立土量163,000m³を予定し、現在鋭意施工中である。

2 経理の状況

平成29年9月30日現在の合計残高試算表は、次のとおりである。

埋立事業会計合計残高試算表

平成29年9月30日現在

| 借 方 | | | 勘 定 科 目 | 貸 方 | | |
|----------------|-----------------|---------------|-----------|---------------|-----------------|----------------|
| 残 高 | 合 計 | 当 期 | | 当 期 | 合 計 | 残 高 |
| 円 | 円 | 円 | | 円 | 円 | 円 |
| 1,486,480,609 | 2,287,684,780 | 1,023,875 | 固 定 資 産 | 800,000,000 | 801,204,171 | |
| 3,232,459 | 4,436,630 | 1,023,875 | 有形固定資産 | | 1,204,171 | |
| 1,483,248,150 | 2,283,248,150 | | 投資その他の資産 | 800,000,000 | 800,000,000 | |
| 59,333,912,173 | 97,680,765,131 | 212,476,488 | 土 地 造 成 | 404,571,691 | 38,346,852,958 | |
| 786,679,778 | 786,679,778 | | 完成土地 | | | |
| 58,547,232,395 | 96,894,085,353 | 212,476,488 | 未成土地 | 404,571,691 | 38,346,852,958 | |
| 15,446,912,442 | 16,705,628,151 | 2,048,165,516 | 流 動 資 産 | 1,258,715,709 | 1,258,715,709 | |
| 15,102,336,497 | 15,900,910,836 | 1,271,567,900 | 現金・預金 | 798,574,339 | 798,574,339 | |
| 188,057,607 | 648,117,110 | 645,973,411 | 未 収 金 | 460,059,503 | 460,059,503 | |
| | 81,867 | 81,867 | 前 払 費 用 | 81,867 | 81,867 | |
| 155,618,338 | 155,618,338 | 130,542,338 | 前 払 金 | | | |
| 900,000 | 900,000 | | その他流動資産 | | | |
| | | | 固 定 負 債 | 2,019,000 | 41,937,868,872 | 41,937,868,872 |
| | | | 前 受 金 | | 41,020,608,397 | 41,020,608,397 |
| | | | 引 当 金 | | 405,265,475 | 405,265,475 |
| | | | その他固定負債 | 2,019,000 | 511,995,000 | 511,995,000 |
| | 840,662,159 | 840,662,159 | 流 動 負 債 | 528,774,369 | 883,304,873 | 42,642,714 |
| | 798,574,339 | 798,574,339 | 未 払 金 | 515,537,469 | 825,659,973 | 27,085,634 |
| | 28,831,231 | 28,831,231 | 引 当 金 | | 28,831,231 | |
| | 13,256,589 | 13,256,589 | その他流動負債 | 13,236,900 | 28,813,669 | 15,557,080 |
| | | | 資 本 金 | | 31,939,437,190 | 31,939,437,190 |
| | | | 資 本 金 | | 31,939,437,190 | 31,939,437,190 |
| | | | 剰 余 金 | | 2,239,109,179 | 2,239,109,179 |
| | | | 資本剰余金 | | 3,108,894 | 3,108,894 |
| | | | 利益剰余金 | | 2,236,000,285 | 2,236,000,285 |
| | | | 埋立事業収益 | 256,798,506 | 256,798,506 | 256,798,506 |
| | | | 営業外収益 | 256,798,506 | 256,798,506 | 256,798,506 |
| 148,551,237 | 153,745,264 | 153,745,264 | 埋立事業費用 | 5,194,027 | 5,194,027 | |
| 116,114,065 | 121,308,092 | 121,308,092 | 営 業 費 用 | 5,194,027 | 5,194,027 | |
| 32,437,172 | 32,437,172 | 32,437,172 | 営 業 外 費 用 | | | |
| 76,415,856,461 | 117,668,485,485 | 3,256,073,302 | 合 計 | 3,256,073,302 | 117,668,485,485 | 76,415,856,461 |

3 平成28年度埋立事業会計の決算の状況

(1) 総括事項

本年度の建設改良工事は、主に西部地区においては基盤及び埋立整備を、南5区においては緑地維持及び道路清掃を行った。

また、経営状況は、約160万円の利益を計上した。

ア 造成事業

西部地区においては、第1・第2貯木場埋立地において基盤整備を、第1貯木場南埋立地及び稲永ふ頭埋立地において埋立整備を、第1貯木場北側埋立予定地において護岸基本設計等を行った。

南5区においては、緑地維持及び道路清掃を行った。

イ 土地売却状況

本年度は西部地区第1貯木場埋立地のうち29,376.21㎡を東明工業株式会社に売却した。

この結果、本年度末における南部及び西部地区の売却状況は、売却予定面積24,602,303.46㎡に対して98.27%となっている。

(2) 収益的収入及び支出

ア 収入

| 区 分 | 予 算 額 | 執 行 済 額 | 予算額に比べ執行済額の増(△)減 | 備 考 |
|------------|-------------|-------------|------------------|-------------------------------|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 埋立事業収益 | 413,000,000 | 427,396,973 | 14,396,973 | うち、仮受消費税及び地方消費税 4,308,292円 |
| 第1項 営業外収益 | 412,970,000 | 427,396,973 | 14,426,973 | 4,308,292円 |
| 第2項 特別利益 | 30,000 | 0 | △ 30,000 | |

イ 支出

| 区 分 | 予 算 額 | 執 行 済 額 | 不 用 額 | 備 考 |
|------------|-------------|-------------|------------|-----------------------------|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 埋立事業費用 | 464,000,000 | 424,984,203 | 39,015,797 | うち、仮払消費税及び地方消費税 261,394円 |
| 第1項 営業費用 | 417,025,000 | 389,998,023 | 27,026,977 | 261,358円 |
| 第2項 営業外費用 | 36,945,000 | 34,986,180 | 1,958,820 | 36円 |
| 第3項 特別損失 | 30,000 | 0 | 30,000 | |
| 第4項 予備費 | 10,000,000 | 0 | 10,000,000 | |

ウ 損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

| 借 方 | | 貸 方 | |
|--------|-------------|--------|-------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 円 | | 円 |
| 埋立事業費用 | 421,494,809 | 埋立事業収益 | 423,088,799 |
| 営業費用 | 389,736,665 | 営業外収益 | 423,088,799 |
| 営業外費用 | 31,758,144 | | |
| 当年度純利益 | 1,593,990 | | |
| 計 | 423,088,799 | 計 | 423,088,799 |

(3) 資本的収入及び支出
ア 収入

| 区 分 | 予 算 額 | 執 行 済 額 | 予算額に比べ執行済額の増(△)減 | 備 考 |
|-----------------|---------------|---------------|------------------|-----------------|
| | 円 | 円 | 円 | うち、仮受消費税及び地方消費税 |
| 第1款 資本的収入 | 2,818,500,000 | 2,813,230,793 | △ 5,269,207 | 21,628円 |
| 第1項 埋立事業収入 | 1,399,730,000 | 1,393,856,349 | △ 5,873,651 | |
| 第2項 雑収入 | 448,235,000 | 448,839,044 | 604,044 | 21,628円 |
| 第3項 貸付金返還金 | 70,615,000 | 70,615,400 | 400 | |
| 第4項 投資有価証券償還金収入 | 899,920,000 | 899,920,000 | 0 | |

イ 支出

| 区 分 | 予 算 額 | 執行済額 | 不 用 額 | 備 考 |
|---------------|---------------|---------------|------------|-----------------|
| | 円 | 円 | 円 | うち、仮払消費税及び地方消費税 |
| 第1款 資本的支出 | 1,112,746,400 | 1,065,068,295 | 47,678,105 | 840,408円 |
| 第1項 西部地区埋立事業費 | 854,546,400 | 820,981,198 | 33,565,202 | 805,735円 |
| 第2項 南区埋立事業費 | 46,500,000 | 37,210,869 | 9,289,131 | 10,809円 |
| 第3項 総係費 | 151,490,000 | 146,666,728 | 4,823,272 | 23,864円 |
| 第4項 雑支出 | 60,210,000 | 60,209,500 | 500 | |

ウ 貸借対照表
(平成29年3月31日)

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-----------|----------------|-------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 固 定 資 産 | 2,285,456,734 | 固 定 負 債 | 41,935,849,872 |
| 有形固定資産 | 2,208,584 | 前 受 金 | 41,020,608,397 |
| 投資その他の資産 | 2,283,248,150 | 引 当 金 | 405,265,475 |
| 土 地 造 成 | 59,526,007,376 | その他固定負債 | 509,976,000 |
| 完 成 土 地 | 786,679,778 | 流 動 負 債 | 354,530,504 |
| 未 成 土 地 | 58,739,327,598 | 未 払 金 | 310,122,504 |
| 流 動 資 産 | 14,657,462,635 | 引 当 金 | 28,831,231 |
| 現 金 ・ 預 金 | 14,629,342,936 | その他流動負債 | 15,576,769 |
| 未 収 金 | 2,143,699 | 資 本 金 | 31,939,437,190 |
| 前 払 金 | 25,076,000 | 資 本 金 | 31,939,437,190 |
| その他流動資産 | 900,000 | 剰 余 金 | 2,239,109,179 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 3,108,894 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 2,236,000,285 |
| 資 産 合 計 | 76,468,926,745 | 負 債 資 本 合 計 | 76,468,926,745 |

名古屋港管理組合告示第30号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、平成28年度決算に基づく名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率を次のとおり公表する。

平成29年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成28年度決算に基づく名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率

| 会 計 の 名 称 | 資 金 不 足 比 率 |
|-----------------|----------------|
| 施 設 運 営 事 業 会 計 | — [%] |
| 埋 立 事 業 会 計 | — |

備考

- 1 資金不足比率の「—」は、資金不足額がないことを示す。
- 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

名古屋港管理組合告示第31号

平成30年度及び平成31年度に名古屋港管理組合が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の方法等を次のように定める。

平成29年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

1 営業種目

競争入札参加資格を得ようとする者の営業種目は、次のとおりとする。

(1) 物品の製造・販売

コピー、荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、出版・製本、地図、農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、機械・器具、ゴム印・印章、写真機器、自動車・自転車、船舶、航空機、警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、燃料、繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、学校教材等、電力、贈答用品、図書、特殊物品

(2) 物品の買受け

不用品買受

(3) 役務の提供等

建物等各種施設管理、運搬・保管等、映画等製作・広告・催事、自動車等点検整備、給食、検査・測定、調査委託、コンピュータサービス、航空写真・図面、クリーニング、リース・レンタル、保険業、旅客業、審査業務、外国語、その他の業務委託等

2 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (3) 名古屋港管理組合が指定する国税及び愛知県税が未納である者
- (4) 「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に基づく排除措置を受けている者
- (5) 故意に虚偽の事項を申請し、又は虚偽の事項が記載された書類を故意に提出した者

3 申請の方法等**(1) 申請の方法**

あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。

アドレス <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

名古屋港管理組合を共通審査自治体とする場合、5(1)又は(2)の書類（以下「別送書類」という。）を(2)の提出先まで郵送により提出する。

(2) 申請に必要な書類の提出先

名古屋港管理組合総務部会計課用度係
名古屋市港区港町1番11号（郵便番号455-0033）

4 申請の受付時期

平成30年1月4日（木）から平成30年2月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時までとする。別送書類は、電子調達システム（物品等）による受付完了日から7日以内に必着すること（最終提出期限は、平成30年2月20日（火）必着）。

なお、平成30年4月2日（月）以降に随時申請の受付を行う。

5 申請に必要な書類

(1) 法人の場合

ア 別送書類送付書

電子調達システム（物品等）から印刷し、代表者印（法務局に登録してあるもの）を押印したもの

イ 履歴事項全部証明書

法務局登記官が証明したもの

ウ 納税証明書（国税）

税務署が発行した法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

エ 納税証明書（県税）

愛知県の区域内に事業所を有する者については、愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税の納税証明書（未納の税額のないこと用）

(2) 個人の場合

ア 別送書類送付書

電子調達システム（物品等）から印刷し、代表者印（実印）を押印したもの

イ 身元（分）証明書

本籍地の市区町村長が証明したもの

ウ 登記されていないことの証明書

法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことを証明したもの

エ 納税証明書（国税）

税務署が発行した申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

オ 納税証明書（県税）

愛知県の区域内に事業所を有する者については、愛知県の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税の納税証明書（未納の税額のないこと用）

6 競争入札参加者の資格及びその審査

物品の製造等についての競争入札に参加することができる者は、次に定める経営に関する審査の結果により決定する。

(1) 申請日における従業員数

(2) 申請日における自己資本額

(3) 申請日直前の決算における年間売上高

(4) 申請日直前の決算における流動比率

(5) 申請日までの営業年数

7 審査結果の通知

資格審査の結果については、電子調達システム（物品等）により通知する。

8 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、随時申請により受け付けた者にあつては、資格の決定を行った日から平成32年3月31日までとする。

9 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又は3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を締結又は履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

10 変更申請

申請内容の変更又は営業品目の追加若しくは変更がある場合は、変更申請を電子調達システム（物品等）により行う。

11 その他

管理者は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

名古屋港管理組合告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成30年度及び平成31年度において名古屋港管理組合が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務（船舶製造を除く。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査のインターネットを利用した申請について、次のように定める。

平成29年12月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

次の各号の一に該当する者は競争入札に参加することができない。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
 - 2 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
 - 3 建設工事にあつては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が平成28年7月1日から平成29年6月30日の間までのもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日の直前に受けたものであつて、かつ、申請日から遡って1年7月以内の日を審査基準日とするもの）を受けていない者
 - 4 建築設計にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
 - 5 その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
 - 6 名古屋港管理組合が指定する国税及び愛知県税が未納である者
 - 7 建設工事にあつては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）
 - 8 「名古屋港管理組合が行う契約等から暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱い要綱」に基づく排除措置を受けている者
 - 9 入札参加資格審査申請に関し故意に虚偽の事項を申請した者
- 第2 入札参加資格審査の申請方法
- 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところによりインターネットを利用して入札参加資格審査の申請をしなければならない。
- 1 受付期間
 - (1) 定時受付
平成30年1月4日（木）～平成30年2月15日（木）
平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで
 - (2) 随時受付
平成30年4月2日（月）～平成32年1月31日（金）
平日（日曜日、土曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで
 - 2 申請方法
あいち電子調達共同システム（CAL S/EC）にアクセスし、申請者フォームに必要事項を入力し、送信すること。
URL：<https://www.chotatsue-aichi.jp/portal/index.jsp>
 - 3 添付書類
2による申請後、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定める書類を添付書類として各1部、提出すること。
 - 4 添付書類の提出期間
 - ア 定時受付
2により送信した日から7日以内必着（ただし、最終提出期限は、平成30年2月20日（火）必着）
 - イ 随時受付
2により送信した日から7日以内必着
なお、提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。
 - 5 添付書類の提出方法及び提出先
次の場所へ原則郵送とする。
名古屋港管理組合建設部管理課工事契約係
名古屋市港区港町1番11号（郵便番号455-0033）
- 第3 資格審査
- 1 資格審査は、第1の競争入札に参加することができない者に該当しないことを調査する。
 - 2 土木、建築等の等級区分を設定している業種については、その総合評定値からいずれかの等級に格付けする。
- 第4 資格の有効期間及び更新手続
- 1 競争入札参加資格の有効期間
入札参加資格決定の日（定時受付は、平成30年4月1日（日））から平成32年3月31日（火）までとする。ただし、平成32年4月1日（水）以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。
 - 2 有効期間の更新手続
1の有効期間の更新を希望する者は、平成31年度以降に平成32年度及び平成33年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請を行う必要がある。
- 第5 変更等の届出
- 第2により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定めるとおり届け出なければならない。
- 第6 資格の取消し
- 競争入札の参加資格を有する者が、次の各号の一に該当するにいたった場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後3年間、競争入札に参加させないことがある。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札

代理人として使用する者についても同様とする。

- 1 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 5 正当な理由がなく契約を締結又は履行しなかった者
 - 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 7 前各号のいずれかにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 8 建設工事にあつては、直近に受けた建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の基準日から1年7月を経過することとなった者
 - 9 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
 - 10 建築設計にあつては建築士法の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
 - 11 その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- 第7 その他
- 1 入札参加資格者名簿及び入札結果をウェブサイトで公表する予定である。
 - 2 申請後、確認のため申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがあるので、申請は必ず書面で証明できる内容で行うこと。
 - 3 平成30年度及び平成31年度の入札参加資格決定の日までに行う競争入札については、なお従前の例による。
 - 4 入札参加資格申請要領については名古屋港管理組合のホームページに掲載する。
URL: <http://www.port-of-nagoya.jp/>

名古屋港管理組合告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を平成29年11月14日に次のとおり指定した。
平成29年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

指定に係る施設の名称、指定の相手方及び指定の期間

| 施設の名称 | 指定の相手方 | 指定の期間 |
|--|---|-----------------------------|
| 新舞子マリパーク、南浜緑地及び北浜緑地 | 知多市八幡字小根14番地の29 株式会社日誠 代表取締役 尾之内 誠嗣 | 平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで |
| 中川口緑地、金城ふ頭中央緑地、堀川東緑地、大手ふ頭緑地、稲永緑地、新宝緑地、船見緑地及び堀止緑地 | 名古屋市港区港陽一丁目1番69号 公益財団法人 名古屋港緑地保全協会 理事長 稲垣 栄夫 | 平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで |
| 富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）及び同施設外周のサイクリングロードを除く。）、金岡緑地、木場東緑地、木場南広場、楠広場、楠緑地、楠南広場及び東浜中央緑地 | 名古屋市港区港陽一丁目1番69号 公益財団法人 名古屋港緑地保全協会 理事長 稲垣 栄夫 | 平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで |
| 名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）及び同施設外周のサイクリングロード | 名古屋市中区栄四丁目5番3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 前田 和彦 | 平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで |
| 名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園 | 名古屋市港区港町1番3号 公益財団法人 名古屋みなと振興財団 理事長 森 俊裕 | 平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで |

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）において、愛称を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するパートナーを募集します。

なお、この募集要項の公表については、下記のとおりです。

平成29年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

記

- 1 配布場所及び問い合わせ先：名古屋市港区港町1番11号
名古屋港管理組合港営部関連事業室
電話番号 (052) 654-7979
- 2 名古屋港のホームページ：<http://www.port-of-nagoya.jp/>

議 会 事 項

11月14日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を1日と決定し、同日議事終了閉会した。付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

記

- 1 一般会計・特別会計決算特別委員会の設置
- 2 一般会計・特別会計決算特別委員会委員の選任

可 決

成 田 たかゆき
浅 井 よしたか
山 田 たかお
山 田 昌 弘
政 木 り か
佐 藤 健 一
山 口 清 明
堀 寄 純 一
青 山 省 三
木 藤 俊 郎
鈴 木 孝 之
高 木 ひろし
伊 神 邦 彦
加 藤 一 登
横 井 利 明

- 3 公営企業会計決算特別委員会の設置
- 4 公営企業会計決算特別委員会委員の選任

可 決

近 藤 和 博
高 橋 ゆうすけ
成 田 修 樹
藤 原 宏 樹
寺 西 むつみ
谷 口 知 美
原 よしのぶ
ふじた 和 秀
岩 村 進 次
ば ば のりこ
浅 井 康 正
岡 本 善 博
久 野 浩 平
中 村 友 美

また、各決算特別委員会の委員長及び副委員長は、各委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

- | | |
|------------------|-------|
| 一般会計・特別会計決算特別委員会 | 委 員 長 |
| | 副委員長 |
| 公営企業会計決算特別委員会 | 委 員 長 |
| | 副委員長 |

山 田 昌 弘
青 山 省 三
谷 口 知 美
近 藤 和 博

- 5 平成29年度名古屋港管理組合一般会計補正予算 原案可決
- 6 平成29年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算 原案可決
- 7 名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部改正について 原案可決
- 8 専任副管理者の給与の特例に関する条例の制定について 原案可決
- 9 名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例及び名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例の一部改正について 原案可決

| | | |
|----|---|---------|
| 10 | 指定管理者の指定について（新舞子マリパーク、南浜緑地及び北浜緑地） | 原案可決 |
| 11 | 指定管理者の指定について（中川口緑地始め8緑地） | 原案可決 |
| 12 | 指定管理者の指定について（富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等を除く。）始め8緑地） | 原案可決 |
| 13 | 指定管理者の指定について（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等） | 原案可決 |
| 14 | 指定管理者の指定について（名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園） | 原案可決 |
| 15 | 権利の放棄及び和解について | 原案可決 |
| 16 | 平成28年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算 | 閉会中継続審査 |
| 17 | 平成28年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算 | 閉会中継続審査 |
| 18 | 平成28年度名古屋港管理組合施設運営事業会計決算 | 閉会中継続審査 |
| 19 | 平成28年度名古屋港管理組合埋立事業会計決算 | 閉会中継続審査 |
| 20 | 各常任委員会における閉会中の継続調査について | 可 決 |
| 21 | 議員派遣について | 可 決 |

監査委員事項

名古屋港管理組合監査委員告示第一号

名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程（平成十八年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月一日

| | | | | |
|--------------|---|---|---|---|
| 名古屋港管理組合監査委員 | 水 | 谷 | 満 | 信 |
| 同 | 黒 | 川 | 和 | 博 |
| 同 | 篠 | 田 | 信 | 示 |

第四条第二項中「第十二条第二項第六号」を「第十二条第二項第七号」に改める。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

| 登録簿の作成課 | | 個人情報の作成課 | 個人情報の収集先 | 個人情報の提供先 | 備考 |
|----------------|---|--|---|---|----|
| 保有個人情報の項目 | 保有個人情報の範囲 | | | | |
| 事務の名称 事務の目的 | 要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 信条 (思想・信教を含む。) <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として定めるもの <input type="checkbox"/> その他のもの 人種 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 | 要配慮個人情報以外のもの <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> その他識別符号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 身体的特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 結婚歴・離婚歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 | <input type="checkbox"/> 本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外から収集 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の管理組合の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 [] | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の管理組合の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 [] | |
| | 要配慮個人情報の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 個人情報の処理形態 電子計算機処理の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ----- 電子計算機処理をする場合のオンライン結合の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 特定個人情報の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 外部委託の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |

(注) ■は当該事項に該当すること、□は当該事項に該当しないことを表しています。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

附 則**(施行期日)**

1 この規程は、平成二十九年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十九年名古屋港管理組合条例第三号）附則第二項の規定により同条例による改正後の名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成十八年名古屋港管理組合条例第四号）第十二条第二項第六号に掲げる事項を登録するまでの間における当該個人情報取扱事務に係る個人情報取扱事務登録簿の様式については、この規程による改正後の名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合

